



かすみがうら市 子ども・子育て支援事業計画

【みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら】

概要版

かすみがうら市

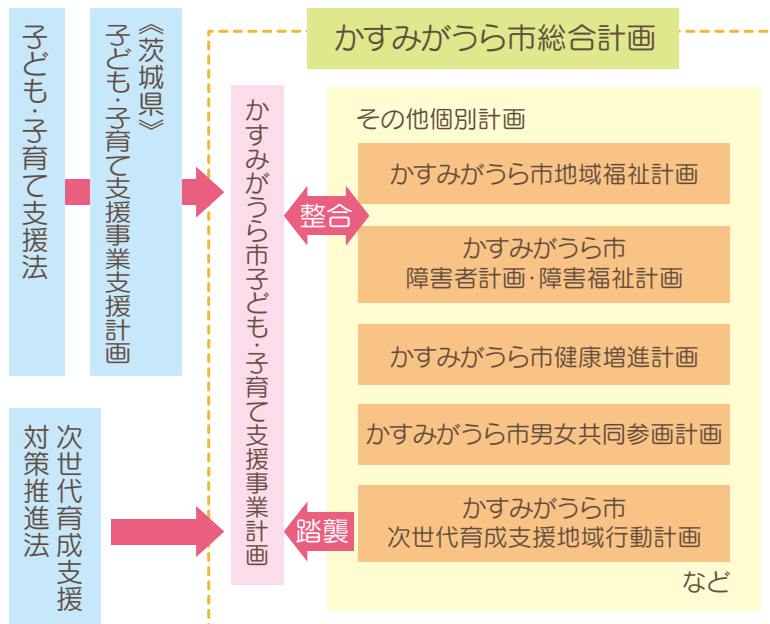
1. 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、市の最上位計画である「かすみがうら市総合計画」や他の福祉計画などと整合を図るとともに、「かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画」を踏襲します。

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを図ります。

■計画の位置づけ



■計画の期間

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)									
					かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画				

子ども・子育て関連3法と子ども・子育て支援新制度の主な内容

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することをめざしています。

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること

2. 本市の子ども・家庭の現状

本市の総人口は減少しており、今後もこの傾向は続くと思われまます。また、本計画の対象となる0～11歳までの児童数においても、年々減少しており、引き続き減少が続くと予測されます。

■人口の推移と児童数の推移

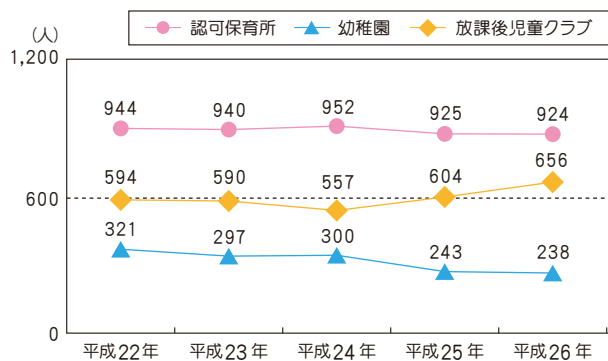


資料：住民基本台帳、平成25年以降は外国人含む（各年4月1日）、平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

その一方で、認可保育所入所児童数は横ばい、幼稚園就園児童数は微減、放課後児童クラブ利用児童数は増加傾向にあります。

核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、教育・保育サービスのニーズが高まっており、今後も安心して教育・保育サービスが利用できる環境が求められています。

■認可保育所、幼稚園、放課後児童クラブの利用状況



3. 計画の理念



本市では、次世代育成支援地域行動計画の理念を踏襲し、引き続き「みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進します。

みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら

こどもたちと共に
そだつ子育てのまち
だれの子も平等に見守り
てを取りあって輝く子どもの育成

4. 基本目標

『みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら』の推進にあたり、次の5つを基本目標として設定します。

基本目標1	子育て支援の充実したまち
<p>幼児期における教育・保育事業の充実、社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。また、「放課後子ども総合プラン」の体制づくりを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策2. 地域における子育て・子育ての支援3. 地域における子どもの活動の場や機会の確保4. 子育てに対する経済的支援 	
基本目標2	親と子どもの健康確保・健康づくりのまち
<p>子育てをする親と子どもの健康な発育のために、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業や小児医療に関する事業の充実を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 安心して妊娠・出産ができる環境づくり2. 子どもや母親の健康の確保3. 小児医療の充実 	

基本目標 3

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを推進するまち

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

1. 児童虐待防止対策の充実
2. ひとり親家庭の自立支援の推進
3. 障害児施策の充実



基本目標 4

仕事と生活の調和が実現できるまち

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
2. 仕事と子育ての両立支援



基本目標 5

子どもが安全に安心して暮らせるまち

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

1. 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
2. 子どもの安全確保に向けた活動の促進



5. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定め、計画期間に確保します。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体を1区域として設定します。

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

また、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、確保量(利用定員)を見直し、事業を展開していくものとします。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	主な対象者
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

認定区分	対象事業	平成31年度(計画終了年度)までに必要な施設定員を確保します。	
		見込量	確保量
1号認定 (3～5歳児教育)	認定こども園等	254人	302人※
2号認定 (3～5歳児教育)	認定こども園等	71人	98人※
	保育所(園)	464人	664人
3号認定 (1・2歳児教育)	保育所(園)・認定こども園、家庭的保育事業等	301人	368人
3号認定 (0歳児教育)	保育所(園)・認定こども園、家庭的保育事業等	79人	100人

※市外施設定員含む

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業の内容	平成31年度(計画終了年度)		
		見込量	確保量	
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	1ヶ所	1ヶ所	
②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行う事業	6ヶ所 30,295人回/年	6ヶ所 30,295人回/年	
③時間外保育(延長保育)	保育所等で、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業	11ヶ所 190人日/月	11ヶ所 190人日/月	
④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、児童養護施設等において必要な保護を行う事業	2ヶ所 30人日/年	2ヶ所 30人日/年	
⑤一時預かり事業	乳幼児を幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業	幼稚園・認定こども園の在園児を対象	2ヶ所 12,932人日/年	2ヶ所 12,932人日/年
		在園児以外を対象	8ヶ所 1,129人日/年	8ヶ所 1,129人日/年
⑥病児・病後児保育事業	病気や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	307人日/年	今後検討	
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際に利用する事業	7人日/年	今後検討	
⑧放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	22クラブ 704人	22クラブ 800人	
⑨妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	258人	258人	
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握する事業	258人	258人	
⑪-1 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	40人	40人	
⑪-2 要支援・要保護児童支援事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業	15回	15回	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	所得の状況等を勘案して、保育所等へ支払うべき日用品、文房具や行事への参加費等を公費により助成する事業です。各施設の実費徴収に応じ、保護者負担の軽減を図るよう事業の実施に努めていきます。			
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するための事業です。新たに開設された施設や事業が安定的、継続的な運営を図り、保護者や地域住民との信頼関係が構築できるよう施設事業者への支援をしていきます。			

6. 放課後子ども総合プラン

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国の「放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、保護者の就労の有無に関わらない児童の安全・安心な居場所づくりに努め、「放課後子ども総合プラン」の推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施についても検討していきます。

■目標値の設定

内容	年度	実績値	目標値
		平成26年度	平成31年度
放課後子ども教室整備数(ヶ所)		1	3
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施数(ヶ所)		1	2



7. 計画の推進に向けて

計画の進行管理は、子ども家庭課が中心となり、進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(改善)」を行うことにより目標の実現をめざしていきます。

かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月

発行／かすみがうら市

編集／かすみがうら市保健福祉部子ども家庭課

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461

TEL 0299-59-2111／029-897-1111

URL <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp>

